

伊那市から転出される方へ

R3.2



伊那市にお住まいの間は、市政発展のためご協力いただきありがとうございました。

新住所地にお住まいになりましたその翌日から**14日以内**に新住所の市区町村役場へ**必ず転入の届出**をしてください。

(正当な理由がなく14日以内に届出をしないと、過料に処せられる場合がありますのでご注意ください)

◎転入届に必要なもの (1) 転出証明書

※マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用して転出された方は、転出証明書かわりに該当のカードをお持ちください。

(2) 転入届をする人の本人確認ができる身分証明証(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)

(3) 転入先の世帯の国民健康保険証(加入されている方)

手続きが必要な人	伊那市での手続き	新住所地での手続き
住民基本台帳カードやマイナンバーカードをお持ちの方	伊那市での手続きはありません。	住所変更のお手続きが必要です。暗証番号がわかるようにしてご持参ください。本人以外が手続きする場合は、窓口でお尋ねください。
印鑑登録者	転出(予定)日をもって登録が抹消されます。印鑑登録証をお返してください。	必要な方は登録手続きをしてください。
国民健康保険加入者	転出(予定)日をもって資格がなくなりますので、保険証を市民課又は支所へお返してください。	加入手続きをしてください。
後期高齢者医療制度加入者	保険証は住所地での発行となりますので、保険証をお返してください。(県外転出の場合は、健康推進課で手続きをしてください。)	後期高齢者医療担当窓口でお尋ねください。
国民年金加入者(第1号被保険者)	転出(予定)日をもって転出先へ住所変更になります。	国民年金の加入・変更等があれば、手続きが必要になる場合がありますので、年金手帳をご持参のうえ窓口でお尋ねください。
年金受給者	伊那市での手続きはありません。	最寄りの年金事務所へ、住所・支払機関変更届の手続きが必要になる場合がありますので、窓口でお尋ねください。
小・中学校の児童・生徒	現在の学校で転校手続きをしてください。	在学証明書を持参のうえ、窓口でお尋ねください。
児童手当受給者(特別)児童扶養手当受給者	子育て支援課で手続きをしてください。	児童手当担当窓口でお尋ねください。
福祉医療の受給者(子ども・障がい者・ひとり親家庭等)	転出(予定)日をもって資格がなくなります。受給者証をお返してください。未請求の医療費は転出前に申請してください。	市町村ごとに制度が異なりますので、窓口でお尋ねください。また、伊那市の所得証明書が必要な場合がありますので、ご確認ください。
身体障害者手帳等の交付を受けている方	伊那市での手続きはありません。	手帳を持参のうえ、住所変更の手続きをしてください。
介護保険被保険者(65歳以上の方)	転出(予定)日をもって資格がなくなりますので、被保険者証を社会福祉課又は支所へお返してください。	介護保険担当窓口でお尋ねください。
要介護(要支援)認定者	転出(予定)日をもって資格がなくなりますので、被保険者証を社会福祉課又は支所へお返してください。新住所地での手続きのため、受給資格証明書をお渡します。	介護保険担当窓口でお尋ねください。
上水道を利用されている方	伊那市上下水道料金センター(1階)で、水道使用中止届にご記入ください。事前に電話連絡をされた方も同様です。	※3営業日以後の閉栓はWebでも届出可能です。(伊那市HP→くらしの情報→水道・下水道・浄化槽)
伊那市営霊園使用者	生活環境課で手続きをしてください。管理人(市内に住所のある人)を定め、届け出いただく必要があります。	新住所地での手続きはありません。
犬の飼い主	伊那市での手続きはありません。	伊那市の鑑札を持参のうえ、犬の登録に関する届出をしてください。

※都合により転出を取りやめたときは、必ず「転出証明書」と本人確認のできる身分証明証を持参して、伊那市で転出の取消し手続きをしてください。